

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	20
許認可等の種類	医療法人の分割認可			
根拠法令条例等・条項	医療法第60条の3、第61条の3			
許認可等の概要	医療法人の分割認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】(別紙参考資料のとおり)</p> <p>医療法第60条の3 社団たる医療法人は、吸収分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。</p> <p>2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。</p> <p>3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4 吸収分割は、都道府県知事(吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第55条第7項の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>第61条の3 第60条の3から第60条の5までの規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第60条の3第1項及び第3項中「吸収分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第4項中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替えるものとする。</p> <p>医療法施行規則第35条の8 法第60条の3第4項の規定により吸収分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書 二 法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 三 吸収分割契約書の写し 四 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 五 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 六 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表 七 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人について、第31条第7号、第10号及び第11号に掲げる書類(この場合において、同条第7号中「設立後」とあるのは「吸収分割後」と、第10号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。)</p> <p>第35条の11 第35条の8及び第35条の9の規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第35条の8中「第60条の3第4項」とあるのは「第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第4項」と、同条第2号中「第60条の3第1項」とあるのは「第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項」と、同条第3号中「吸収分割契約書」とあるのは「新設分割計画」と、同条第4号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人(法第61条の2第3号に規定する新設分割医療法人をいう。次号から第7号までにおいて同じ。)」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人(同条第1号に規定する新設分割設立医療法人をいう。第七号において同じ。)」と、同条第5号及び第6号中「吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、同条第7号中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、第35条の9中「第60条の4第2項」とあるのは「第61条の3において読み替えて準用する法第60条の4第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知) 医療法人の合併及び分割について(平成28年3月25日医政発0325第5号厚生労働省医政局長通知)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日			
期間の制定根拠	—			